



2026 年 9 月 30 日

各位

会 社 名 株式会社ベルパーク
代 表 者 代表取締役社長 西川 健土
 (コード番号：9 4 4 1)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営企画部長 吉澤 正弥
電話番号 0 3 - 3 2 8 8 - 5 2 1 1

従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ

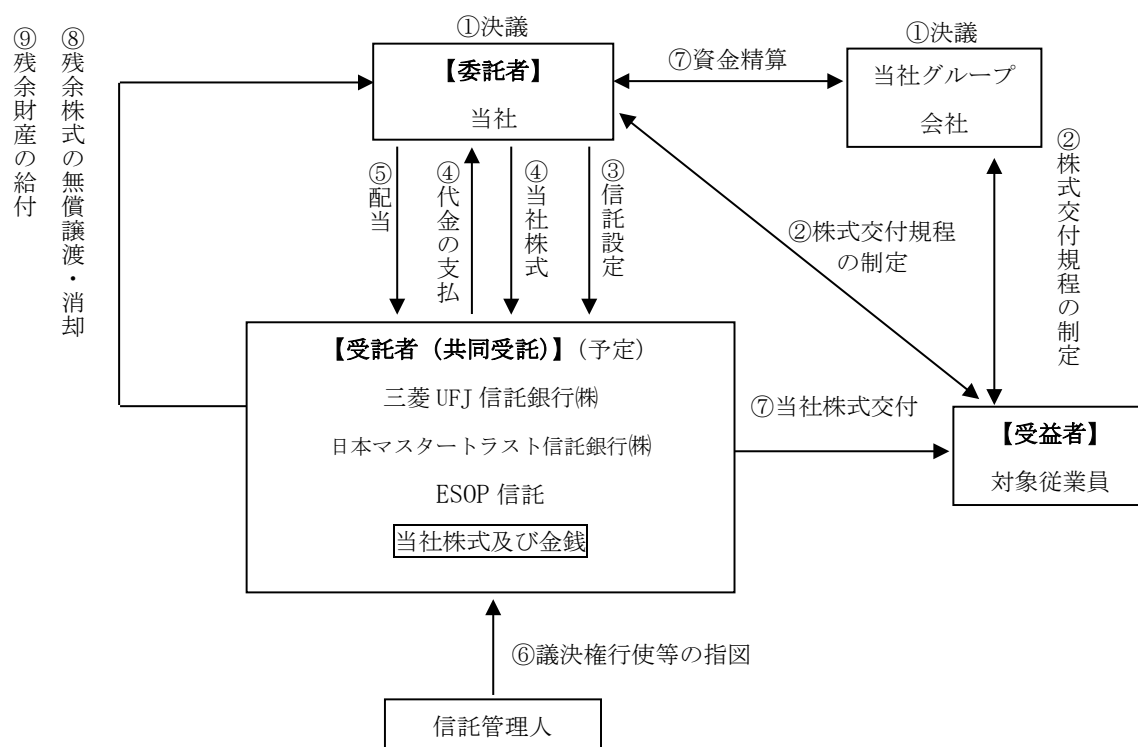
当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社（以下「対象会社」といいます。）の一定の要件を満たす管理職（以下「対象従業員」といいます。）を対象として、株式付与 ESOP 信託（以下「ESOP 信託」といいます。）を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、当社グループの中核を担う管理職について、業績達成及び企業価値向上に対する意識を一層高めるとともに、当社株式の保有を通じて株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 本制度では、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託と称される仕組みを採用します。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、対象従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社の株式の取得資金は当社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。
 - (3) 本制度の導入により、対象従業員に対し、当社株式の交付を通じて株価上昇による経済的利益を享受する機会を提供します。これにより、対象従業員の会社業績及び株価に対する当事者意識を高め、中長期的な企業価値向上に向けた主体的な取組みを促進するとともに、業績目標の達成に向けた意欲や管理職を目指す意欲の向上、優秀な人材の確保・定着につなげ、当社グループの持続的な成長を目指してまいります。
- (※) 本制度の導入に伴い、120,000 株 (371,400,000 円) の新株式を ESOP 信託に対して発行することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日公表いたしました「株式交付制度としての第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の仕組み



- ① 対象会社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 対象会社は、本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は委託者として、金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ④ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（第三者割当による新株式発行）から取得します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 株式交付規程に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式の交付を行います。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度としてESOP信託を継続利用することができます。なお、ESOP信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） 信託期間中、ESOP 信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP 信託に追加で金銭を信託することがあります。

（ご参考）信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2026 年 10 月 15 日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026 年 10 月 15 日～2031 年 6 月 30 日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026 年 10 月 15 日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、
当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 374,400,000 円 |
| ⑬ 株式の取得日 | 2026 年 10 月 22 日 |
| ⑭ 株式の取得方法 | 新株発行の第三者割当により取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から
株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。 |

以上